

地域低炭素投資促進ファンド事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

27年度予算額(案) 46.0億円

目的・意義

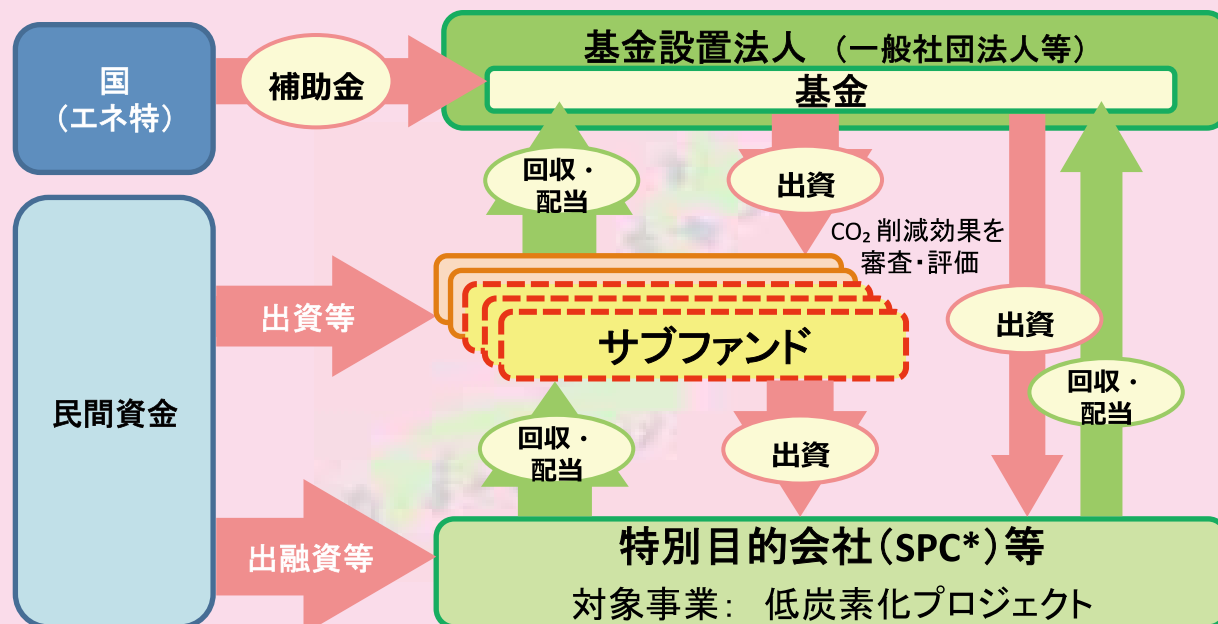
2050年までに80%削減という温室効果ガスの大幅削減を実現し、低炭素社会を創出していくには、巨額の追加投資が必要であり、民間資金の活用が不可欠です。本事業では地域における低炭素化プロジェクトを「出資」により支援することにより、これらのプロジェクトに民間資金を呼び込み、低炭素化と地域活性化の同時実現を図ることを目的とします。

事業内容

一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援します。

地域金融機関等との連携をさらに強化して、サブファンドの組成拡大、地域貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施します。

特に、地域型・テーマ型等の多様なサブファンドの組成を拡大し、地域の人材の低炭素投資に係る「目利き力」の向上、成長資金の供給拡大、地域の資金循環の拡大を図ります。



*Special Purpose Companyの略。特定の事業のみを営むことを目的に設立される会社。

補助内容等

[基金事業]

I. 基金設置法人に対し補助金を交付し、同法人が「地域低炭素投資促進ファンド」(基金)を運営

II. 地域低炭素投資促進ファンドからの支援

1. 対象事業の要件：

- 事業の実施により二酸化炭素排出量が抑制・削減されること。
- 事業を実施する地域の活性化に資すること。等

2. 出資先：

対象事業を行う事業者(対象事業者)又は対象事業者に対し出資を行う団体(サブファンド)

環境金融の拡大に向けた利子補給事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

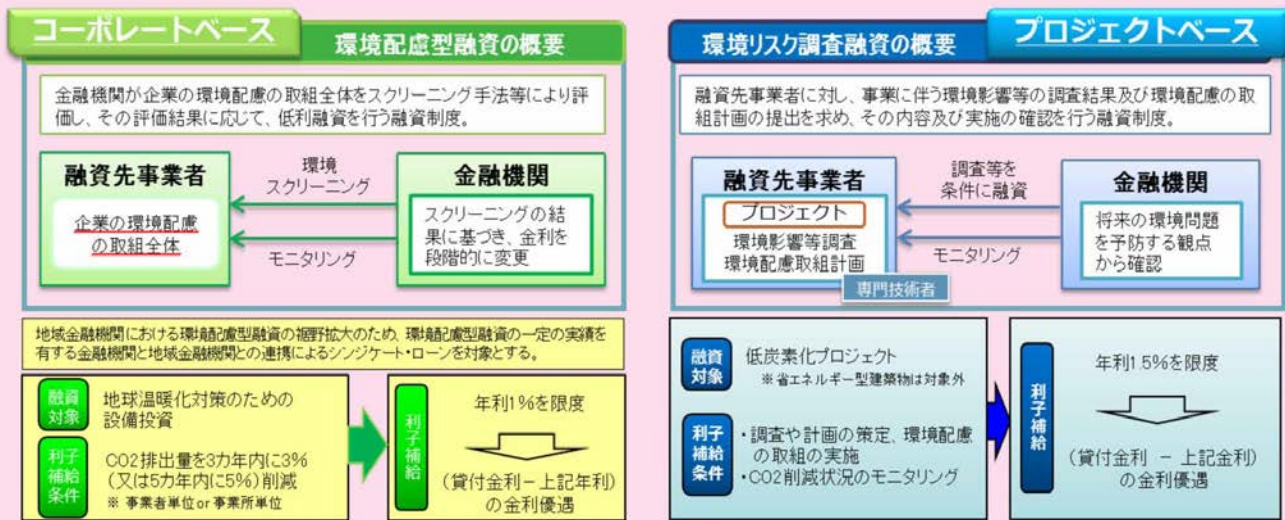
27年度予算額(案) 22.2億円

目的・意義

金融機関の融資判断に、コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込む環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質を向上、裾野を拡大させ、地球温暖化対策の推進を図ります。

事業内容

以下に掲げる利子補給事業を実施します。



補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が執行団体を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた執行団体から金融機関に対し利子補給

1. 環境配慮型融資促進利子補給事業

利子補給対象者：民間金融機関

対象となる融資：環境配慮型融資(※)のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資。

条件：融資を受けた年から3カ年以内にCO₂排出を3% (又は5カ年以内に5%)以上削減。

利子補給率：年利1%を限度

(※) 環境配慮型融資…金融機関が融資先の企業の環境配慮の取組を複数の項目により審査・評価し、その評価結果によって金利を変動する融資。

2. 環境リスク調査融資促進利子補給事業

利子補給対象者：民間金融機関

対象となる融資：環境リスク調査融資(※)のうち、低炭素化プロジェクトへの融資。

条件：CO₂排出量の削減・抑制状況の金融機関によるモニタリングの実施。

利子補給率：年利1.5%を限度

(※) 環境リスク調査融資…金融機関が融資先のプロジェクトが及ぼす環境影響について、調査及び環境配慮の取組を求め、その内容及び実施の確認を行う融資。

エコリース促進事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

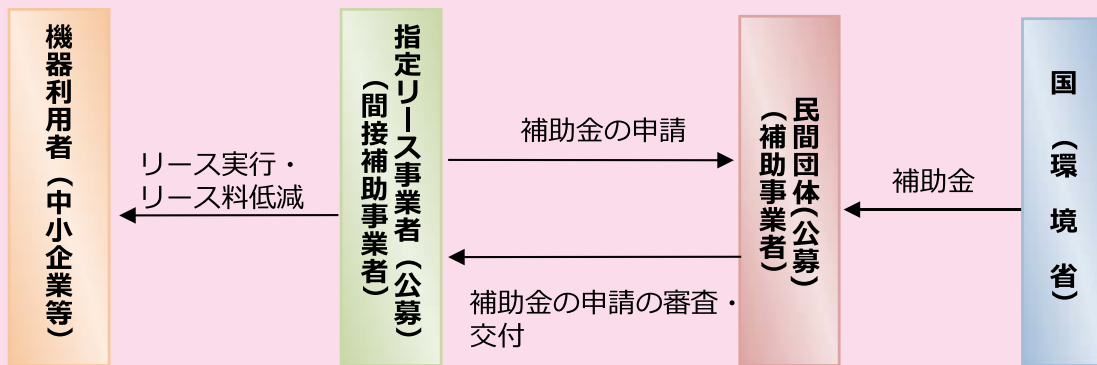
27年度予算額(案) 18.0億円

目的・意義

工場・事業所等で発生した温室効果ガスの排出量は1990年比で大幅に増加しており、当該排出量の大幅な削減が急務です。こうした課題の改善に向けて、低炭素機器の導入は効果的ですが、導入時に多額の初期投資費用(頭金)が必要となる点が障壁となっています。そのため、頭金が特に負担となる中小企業等に対して、頭金を必要としない「リース」という金融手法を活用して、低炭素機器の普及を促進することを目的としています。

事業内容

低炭素機器をリースで導入した場合に、リース総額の3%又は5%を指定リース事業者に助成(ただし東北3県に係るリース契約は10%)し、リース料の低減を行います。なお、本事業において低炭素機器を導入できる者は、中堅・中小企業や個人事業主等とし、他に国による補助制度がある場合には、本制度とどちらかを選択することとします。



補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が民間団体を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた民間団体からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：指定リース事業者
2. 補助対象製品の例：
高効率ボイラー、コージェネレーション、高効率工作機械、高効率空調、太陽光パネル、高効率ショーケース、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機 等
3. 補助率：リース料の3%又は5%を補助。
ただし、東日本大震災の被災地域の復興に資するため、岩手県、宮城県又は福島県における低炭素機器に係るリース契約に限定してリース料の10%を補助。

(補助対象製品のイメージ)



高効率ボイラー



高効率
ショーケース



高効率
冷凍冷蔵庫



ハイブリッド建機

クレジット制度を活用した地域経済の循環促進事業（一部農林水産省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室）

27年度予算額（案） 8.5億円

目的・意義

自主的に環境に優しい商品を選択するという消費者が約8割存在するというアンケート結果を踏まえ、消費者のニーズにマッチした商品を供給するために排出削減プロジェクト等によるクレジットを活用し、クレジットを創出する地域社会への資金環流を促進します。

事業内容

(1) 環境貢献型の商品開発・販売促進支援事業（農林水産省連携事業）（補助）

- ①クレジットを活用した個別商品の開発や販売促進を支援することにより、地域へのクレジット販売収益の還元を加速化
- ②各地域における商品開発の相談窓口・マッチングを担う特定地域協議会の取組を支援し、更なる商品化を促進

<環境貢献型商品の例>



(2) J-クレジット及びカーボン・オフセット制度運用等業務（委託）

両制度に係る委員会の運営、認証取得の技術的支援、Web等を通じた情報提供により、制度の円滑な運用と信頼性を確保

補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）
 1. 補助対象者：民間団体等
 2. 対象事業：環境貢献型商品の開発・販売促進事業
 3. 負担割合：定額

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：
 - (1) J-クレジット制度の運営事業
 - (2) 新規プロジェクトの方法論の策定支援事業
 - (3) 認証申請や検証等のプロセスの支援を通じたクレジットの創出支援事業
 - (4) カーボン・オフセット制度の運営事業

省CO₂型リサイクル高度化設備導入促進事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室)

27年度予算額(案) 9.0億円

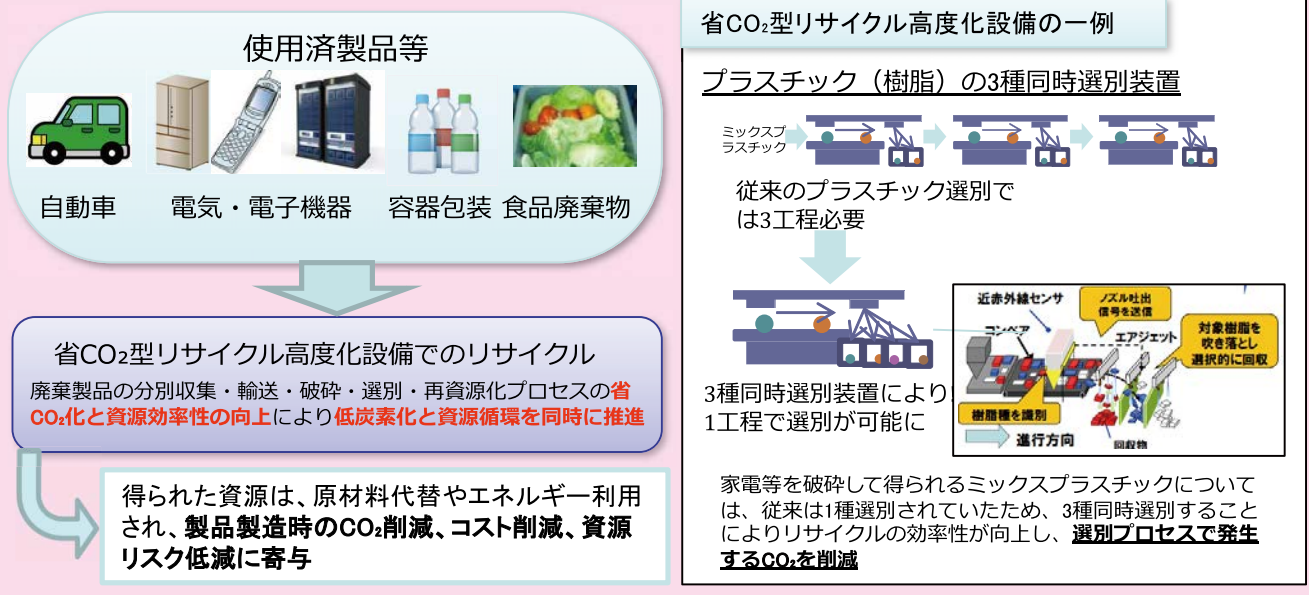
目的・意義

天然資源に乏しい我が国では、使用済製品等の都市鉱山等の活用が期待されますが、再生資源回収量の増加等に伴う二酸化炭素排出量の増加が懸念されるため、リサイクルの低炭素化と資源効率性向上を同時に進める必要があります。

本事業は、**省CO₂型リサイクル高度化設備**を導入することによって、使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び資源循環を同時に推進することを目的とします。

事業内容

自動車、電気・電子機器、容器包装、食品廃棄物等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るための**省CO₂型リサイクル高度化設備**の導入に対して、補助を行います。



補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るための省CO₂型リサイクル高度化設備を導入する事業
3. 補助割合：対象経費の1/2を上限に補助

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、廃棄物対策課)

27年度予算額(案) 5.9億円

目的・意義

廃棄物分野に関連する地球温暖化対策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進しつつ、燃やさざるを得ない廃棄物由来のエネルギーを有効活用する廃棄物処理施設の整備を促進することによって、エネルギー起源CO₂の削減を推進することを目的としています。

事業内容

本事業は、以下の高効率な廃棄物エネルギー利用施設又は廃棄物等燃料製造施設の整備事業(新設、増設又は改造)について補助を行います。

<補助対象施設>

- (1) 廃棄物高効率熱回収施設
- (2) 廃棄物燃料製造施設

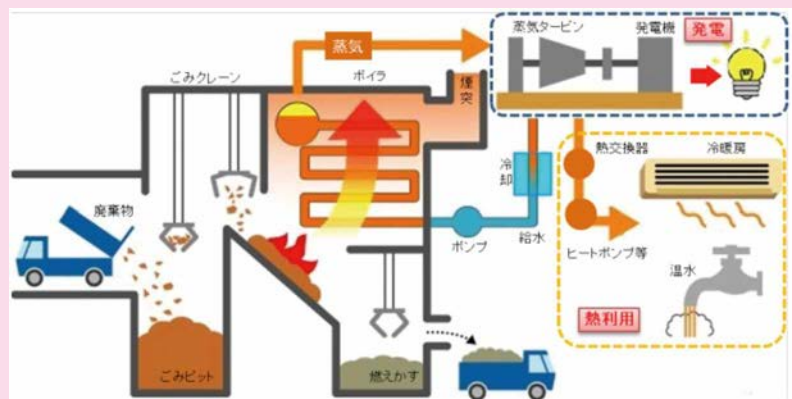


図1 廃棄物熱回収のイメージ

補助内容

[直接補助事業]

1. 補助対象者：民間団体
2. 対象事業：以下に掲げるすべての条件を満たす事業
 - ・一定以上のエネルギー利用効率等の要件を満たすもの。
 - ・廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの。(設置許可が必要なものに限る。)
 - ・地球温暖化防止に資する効果が十分高いもの。
 - ・熱利用先または製造された燃料の販売先が確定しているもの。
 - ・その他、事業実施計画が確実かつ合理的であること等。
3. 補助内容：対象経費の1/3を上限に補助

先進対策の効率的実施による CO₂ 排出量大幅削減事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

27年度予算額(案) 28.0億円

目的・意義

業務ビルや工場等における CO₂ 排出量削減のため、先進対策の効率的実施を促すものです。CO₂ 排出量の増加が著しい業務部門と全部門の中に占める温室効果ガス排出量の割合が最大の産業部門の既存ストックに対して、リバースオークションや排出枠の取引といった市場メカニズムの活用により、先進的な設備導入と運用改善を促進し、効率的に CO₂ 排出量を大幅に削減するものです。本事業を通じて得られる削減に関するデータを活用し、業務・産業部門の削減ポテンシャルを把握し、費用対効果と効率性の高い削減対策について広く情報提供していくこととしています。

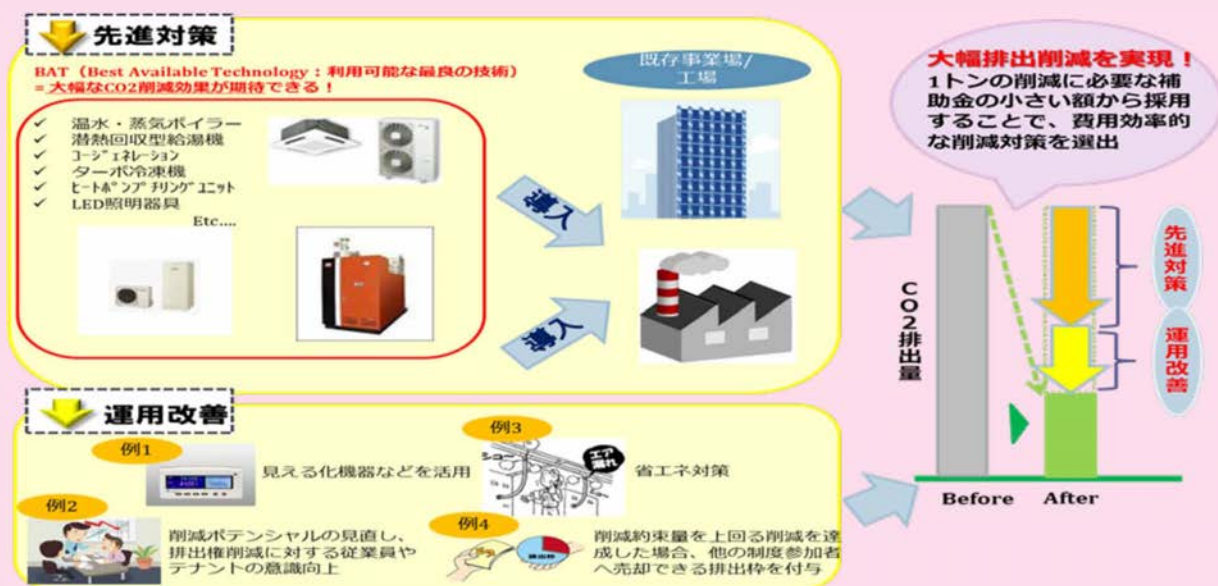
事業内容

(1) システム運用、削減量の検証業務(委託)

参加事業者の排出量・排出枠を管理するシステムの運用、事業運営のためのガイドラインの作成、CO₂ 排出量・削減量の検証等を実施します。

(2) BAT 設備の導入補助(補助)

業務ビルや工場等において、環境省が指定する先進的な技術(BAT, Best Available Technology)水準を満たす設備を導入する事業者に対し初期投資費用の1/3を上限とした設備補助を行います。補助申請者には、導入した設備導入(先進対策)と運用改善による効果を合わせた削減目標量を申告していただきます。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者: 民間団体等

2. 対象事業: 業務ビル等における環境省指定の先進的な技術水準を満たす設備の導入を行う事業

3. 補助割合: 対象経費の1/3を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者: 民間団体等

2. 対象事業: システムの運用、削減量の検証業務等を行う事業

経済性を重視した CO₂ 削減対策支援事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

27 年度予算額 (案) 16.5 億円

目的・意義

電力価格の上昇や火力発電量の増加に伴い、省エネ・省 CO₂ 対策がより一層重要となっており、「低炭素投資」(機器の運用改善や高効率設備の導入等)の大幅な促進が必要です。本事業では、CO₂ 削減ポテンシャル診断の実施からその結果の分析及び設備導入支援を通じて、工場・事業場における低炭素投資による CO₂ 削減ポテンシャルを洗い出し、その成果を踏まえた診断手法の在り方を検討しつつ、経済合理的な省 CO₂ 対策を事業者に促していくものです。

事業内容

(1) CO₂ 削減ポテンシャル診断

事業所(年間 CO₂ 排出量 3,000t-CO₂ 以上)における設備の導入・運用状況等を計測・診断し、その結果に基づき効果的な CO₂ 削減対策を提案します。(定額補助)

(2) 大規模削減ポテンシャル調査・対策評価

工業団地等の大規模な削減効果が見込まれる分野において CO₂ 削減ポテンシャルを調査し、効果的かつ経済的 CO₂ 削減方を導出し支援施策につなげます。

(3) CO₂ 削減対策分析

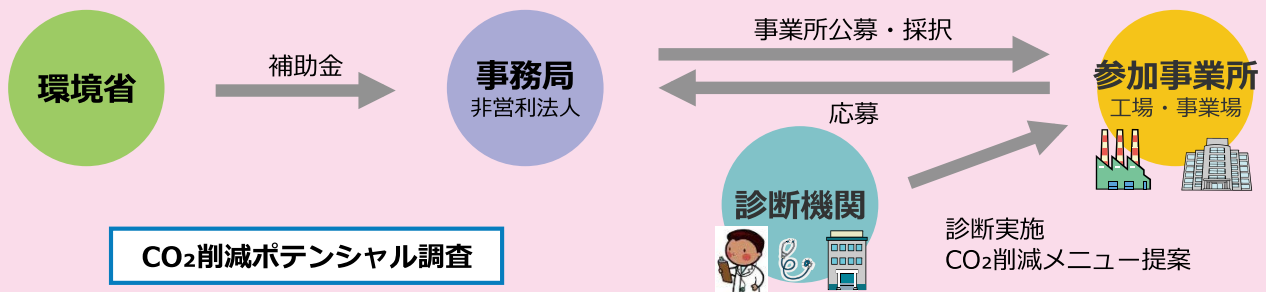
(1) CO₂ 削減ポテンシャル診断により得られたデータの分析及び情報発信を行い、対策導入を促進します。また、過年度事業のフォローアップ調査を行います。

(4) 中小事業所 CO₂ 削減対策実施支援

年間 CO₂ 排出量 3,000t-CO₂ 未満の事業所を対象に、CO₂ 削減ポテンシャル診断・対策提案¹を行い、その結果に基づいた設備更新や運用改善等の対策実施²を支援します。(1：定額補助、2：補助率 1/3 (中小企業は 1/2))

(5) CO₂ 削減ポテンシャル診断手法の在り方検討

CO₂ 削減ポテンシャル診断事業の成果を踏まえ、より費用効果的で CO₂ 削減効果の高い取組を評価し、促進していくために、CO₂ 削減ポテンシャルの統一的な診断方法の策定や、診断から対策実施までの在り方の検討を行います。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：(1) CO₂ 削減ポテンシャル診断を行う事業
(4) 中小事業所 CO₂ 削減対策実施支援を行う事業
3. 補助割合：[診断事業] 定額、[設備補助] 対象経費の 1/3 を上限に補助 (中小企業は対象経費の 1/2 を上限に補助)

委託内容

1. 委託対象者：民間企業等
2. 対象事業：(2) 大規模削減ポテンシャル調査を行う事業
(3) CO₂ 削減対策分析を行う事業
(5) CO₂ 削減ポテンシャル診断手法の在り方検討を行う事業

先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業(一部国土交通省・経済産業省連携事業)

(担当：地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室)

27年度予算額(案) 63.8億円

目的・意義

業務用冷凍冷蔵機器については、従来温室効果の高いHFC(ハイドロフルオロカーボン)を冷媒とする機器が多く使用されてきましたが、近年の技術開発により、温室効果が極めて小さい自然冷媒(水、空気、アンモニア、CO₂等)を使用し、かつエネルギー効率の高い機器が開発されています。特に、**冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場**に使用される**中央方式冷凍冷蔵機器**並びに**小売店舗のショーケース**等に使用される**コンデンシングユニット**については、近年先端技術を用いた製品開発が活発に行われており、今後は、このような先端性の高い技術を使用した省エネ型自然冷媒の冷凍冷蔵機器(以下「省エネ型自然冷媒機器」という。)を市場で普及させることが必要となっています。

こうした**省エネ型自然冷媒機器**を導入することによって、**使用時の電力の節減によるエネルギー起源CO₂(エネルギーの使用に伴い発生するCO₂)排出量の削減**と**冷媒の脱フロン化によるフロン類の排出削減**を同時に推進できることから、本事業の実施によりその普及促進を図るものです。

事業内容

(1) 省エネ型自然冷媒機器の普及啓発

省エネ型自然冷媒機器導入に関する社会実験(省エネ性能や顧客の評価の調査)及びシンポジウムの開催(機器ユーザーや一般消費者向け)

(2) 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器導入補助

冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場並びに食品小売店舗(ショーケース等)で用いられる**省エネ型自然冷媒機器の導入**に対して補助を行います。

① 冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場



外観

空気冷凍システム

② 冷凍・冷蔵ショーケース等



CO₂ショーケース

(3) 途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等回収・処理体制構築調査

途上国において、省エネ型自然冷媒機器の導入に伴い発生する廃機器・廃フロンの回収・適正処理の体制を構築するための調査を行う。

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：民間団体等

2. 対象事業：(2) 既存の冷凍空調機器を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ型自然冷媒機器を導入する事業

3. 補助割合：冷凍冷蔵倉庫における省エネ型自然冷媒機器は対象経費の1/2を上限に補助(工事費を含む)。
食品製造工場における省エネ型自然冷媒機器は対象経費の1/3を上限に補助(工事費を含む)。
食品小売店舗(ショーケース等)における省エネ型自然冷媒機器は対象経費の1/3を上限に補助(工事費を含む)。

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等

2. 対象事業：(1) 省エネ型自然冷媒機器の普及啓発を行う事業

(3) 途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等回収・処理体制構築調査を行う事業

モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業（国土交通省連携事業）

（担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）

27年度予算額（案） 3.5億円

目的・意義

運賃負担力が小さく、納期の制約が少ない循環資源は、本来海上輸送に適しているにもかかわらず、循環資源の輸送形態は陸送（トラック輸送）が約9割を占めており、モーダルシフト・輸送効率化による低炭素化の余地が大きいのが現状です。

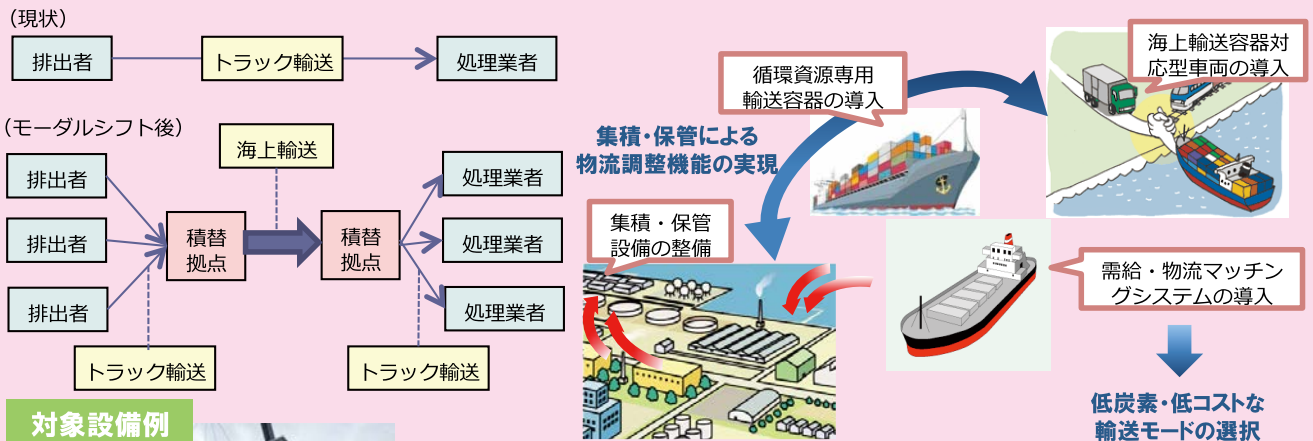
本事業は、海運を活用した低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費の一部を補助することにより、静脈物流のモーダルシフト等を推進し、温室効果ガスの削減を図るとともに、循環型社会の構築に寄与することを目的としています。

事業内容

循環資源のモーダルシフト・輸送効率化を推進するため、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費（循環資源取扱設備の導入経費を含む。）に対して補助を行います。

低炭素型静脈物流システムとは

循環資源の排出から集荷、積替・保管、配船、リサイクル・最終処分施設への搬入に至る一連の工程を含む輸送システムのうち、モーダルシフトや輸送効率化等を通じてシステム全体からのCO₂排出量の削減を実現するもの。



対象設備例



循環資源輸送容器（コンテナ）及び循環資源運搬設備（シャーシ）の例

既存インフラの活用

リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）

リサイクル施設の広域的立地に対応した循環資源の広域流動の拠点となる港湾を国土交通省港湾局が指定

補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：民間団体
2. 対象事業：(1) 海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築事業
(2) (1)の事業の実施に伴って必要となる循環資源取扱設備の導入事業

(1)の対象経費	運航費、システム導入費、効果検証費等
(2)の対象設備	循環資源専用の輸送容器、運搬設備、集積・保管設備等

3. 補助割合：(1) 対象経費の2/3を上限に補助*
(2) 対象経費の1/2を上限に補助
*複数年度にわたる事業の場合、2年度目以降は1/2を上限に補助